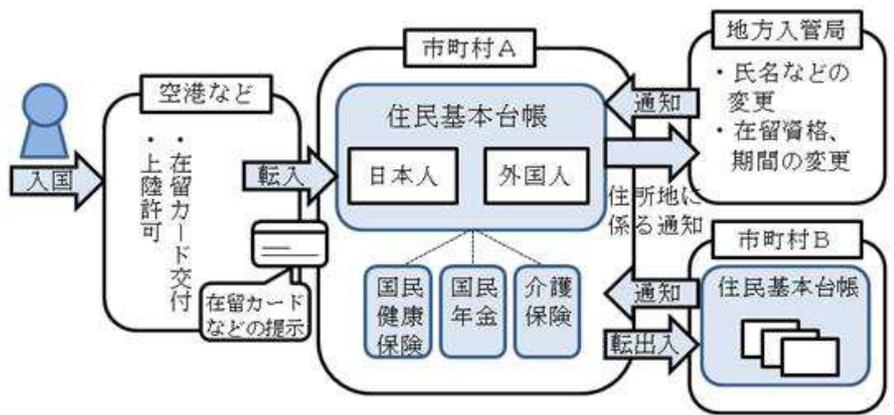


議案第51号	三田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
市民課	外国人登録法が廃止されることに伴い、印鑑の登録に係る表記の方法等を変更する必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【趣旨】 日本に出国・在留する外国人が年々増加していること等を背景に、市町村が日本人と同様に、外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まっている。このため、外国人住民についても、日本人と同様に、住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を図るため、住民基本台帳法の一部を改正する法律並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が施行されることに伴い、印鑑条例の所要の規定の整理を行うもの。

【関係法令】 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）  
 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）

【改正内容】 入管法・住民基本台帳法改正後イメージ



**※平成24年3月議会で改正した印鑑条例（以下「改正印鑑条例」という。）の内容**

外国人登録法が廃止されることにより、改正印鑑条例による改正前の印鑑条例の規定されている「外国人登録法」「外国人登録原票」の文言を削除

**※平成24年6月議会に上程する印鑑条例改正の内容**

外国人住民が印鑑登録をする（又は印鑑登録の制限、変更及び廃止）際の表記事項について追加するもの（国の印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治省策定）の改正による。）

【施行期日】 平成24年7月9日（ただし、改正印鑑条例の一部を改正する条例（付則第2項関係）については、公布の日から施行する。）

【廃止前の外国人登録法の規定に基づき三田市の外国人登録原票に登録されている者が受けた印鑑登録の取扱い】

平成24年7月9日（施行日）の前日において印鑑の登録を受けている外国人で、

- ① 施行日において印鑑登録を受けることができないもの→施行日に職権で削除
- ② 施行日において印鑑登録を認めることができるものでその登録事項について変更が生じる場合→施行日に職権で修正

7月9日で在留資格が短期滞在の者又は在留期間が3か月以内の決定をもらっている者等